

令和2年度

主要施策と当初予算案の概要

～持続可能なまちづくりへ～

子育て・健康・教育・防災に配慮した予算

愛 川 町

1 歳入歳出予算総額

(単位:千円・%)

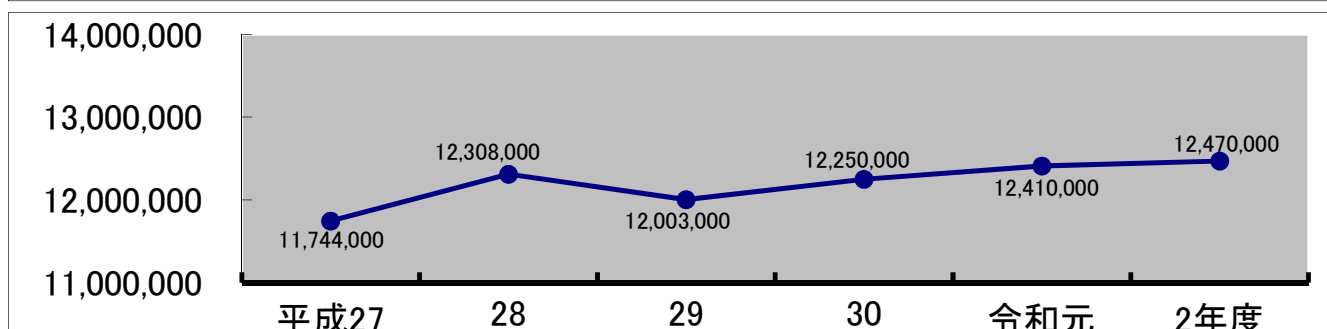
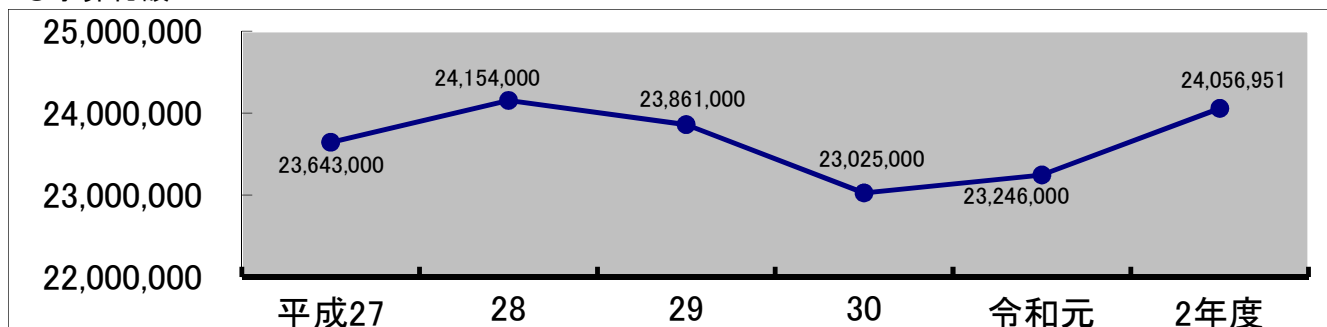
会 計 名		令和2年度		令和元年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 会 計 (3月補正繰越明許費 GIGAスクール分加算)		12,470,000 (12,582,219)	51.8 (52.1)	12,410,000 (12,410,000)	53.4 (53.4)	60,000 (172,219)	0.5 (1.4)
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	5,038,000	20.9 (20.8)	5,141,000	22.1	△ 103,000	△ 2.0
	後 期 高 齢 者 医 療	493,000	2.1 (2.0)	446,000	1.9	47,000	10.5
	介 護 保 険	3,084,000	12.8	2,977,000	12.8	107,000	3.6
	下 水 道 事 業	0	0.0	1,327,000	5.7	△ 1,327,000	皆減
	小 計	8,615,000	35.8 (35.6)	9,891,000	42.5	△ 1,276,000	△ 12.9
企 業 会 計	公 共 下 水 道 事 業	1,988,951	8.3 (8.2)	0	0.0	1,988,951	皆増
	水 道 事 業	983,000	4.1	945,000	4.1	38,000	4.0
	小 計	2,971,951	12.4 (12.3)	945,000	4.1	2,026,951	214.5
合 計 (3月補正繰越明許費 GIGAスクール分加算)		24,056,951 (24,169,170)	100.0 (100.0)	23,246,000 (23,246,000)	100.0 (100)	810,951 (923,170)	3.5 (4.0)

※()内の数値は、国の補正予算を活用して、全小中学生へ1人1台の情報通信端末を整備する「GIGAスクール」の推進に係る小中学校への校内情報通信ネットワーク整備事業費112,219千円を加えた実質的な予算額(令和元年度3月補正予算で繰越明許費を設定)

予 算 の 推 移

(単位:千円)

○予算総額



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

款	令和2年度		令和元年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
① 町 税	7,485,955	60.0	7,686,174	61.9	△ 200,219	△ 2.6
2 地 方 譲 与 税	122,000	1.0	109,500	0.9	12,500	11.4
3 利 子 割 交 付 金	2,500	0.0	5,500	0.0	△ 3,000	△ 54.5
4 配 当 割 交 付 金	25,000	0.2	28,000	0.2	△ 3,000	△ 10.7
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	0.2	31,000	0.3	△ 11,000	△ 35.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0.5	0	0.0	58,000	皆増
7 地 方 消 費 税 交 付 金	879,000	7.0	801,000	6.5	78,000	9.7
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	40,000	0.3	41,000	0.3	△ 1,000	△ 2.4
9 環 境 性 能 割 交 付 金	24,000	0.2	10,000	0.1	14,000	140.0
10 地 方 特 例 交 付 金	44,000	0.3	32,000	0.3	12,000	37.5
11 地 方 交 付 税	10	0.0	10	0.0	0	0.0
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,500	0.0	5,500	0.0	0	0.0
⑬ 分 担 金 及 び 負 担 金	32,406	0.3	61,011	0.5	△ 28,605	△ 46.9
⑭ 使 用 料 及 び 手 数 料	297,299	2.4	298,527	2.4	△ 1,228	△ 0.4
15 国 庫 支 出 金	1,243,718	10.0	1,162,081	9.4	81,637	7.0
16 県 支 出 金	918,376	7.4	882,293	7.1	36,083	4.1
⑰ 財 産 収 入	26,383	0.2	679	0.0	25,704	3785.6
⑱ 寄 附 金	13,397	0.1	13,755	0.1	△ 358	△ 2.6
⑲ 繰 入 金	73,075	0.6	12,643	0.1	60,432	478.0
⑳ 繰 越 金	250,000	2.0	250,000	2.0	0	0.0
㉑ 諸 収 入	469,881	3.8	476,427	3.9	△ 6,546	△ 1.4
22 町 債	439,500	3.5	472,900	3.8	△ 33,400	△ 7.1
廃款 自動車取得税交付金	0	0.0	30,000	0.2	△ 30,000	皆減
歳 入 合 計	12,470,000	100.0	12,410,000	100.0	60,000	0.5
○ 自 主 財 源	8,648,396	69.4	8,799,216	70.9	△ 150,820	△ 1.7
依 存 財 源	3,821,604	30.6	3,610,784	29.1	210,820	5.8

町税の内訳

(単位:千円・%)

区分	税 目		令和2年度		令和元年度		比 較		
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率	
現 年 課 税 分	町 民 税	個 人	1,965,122	26.3	1,960,930	25.5	4,192	0.2	
		法 人	551,857	7.4	807,840	10.5	△ 255,983	△ 31.7	
		小 計	2,516,979	33.7	2,768,770	36.0	△ 251,791	△ 9.1	
	固 定 資 産 税	純 固 定 資 産	土 地	1,363,256	18.2	1,370,058	17.8	△ 6,802	△ 0.5
			家 屋	1,620,481	21.6	1,589,451	20.7	31,030	2.0
			償却資産	820,310	11.0	794,010	10.4	26,300	3.3
			計	3,804,047	50.8	3,753,519	48.9	50,528	1.3
	課 税 分	交 付 金	交 付 金	209,862	2.8	216,058	2.8	△ 6,196	△ 2.9
			小 計	4,013,909	53.6	3,969,577	51.7	44,332	1.1
			軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	13,550	0.2	3,085	0.1	10,465
	課 税 分	軽 自 動 車 税	種 別 割	121,475	1.6	122,706	1.6	△ 1,231	△ 1.0
			小 計	135,025	1.8	125,791	1.7	9,234	7.3
			町 た ば こ 税	313,878	4.2	309,136	4.0	4,742	1.5
		都 市 計 画 税	428,664	5.7	424,800	5.5	3,864	0.9	
		合 計	7,408,455	99.0	7,598,074	98.9	△ 189,619	△ 2.5	
	滞 納 繰 越 分	町 民 税	42,000	0.6	47,700	0.6	△ 5,700	△ 11.9	
固 定 資 産 税		30,600	0.4	34,800	0.5	△ 4,200	△ 12.1		
軽 自 動 車 税		1,500	0.0	1,700	0.0	△ 200	△ 11.8		
都 市 計 画 税		3,400	0.0	3,900	0.0	△ 500	△ 12.8		
合 計		77,500	1.0	88,100	1.1	△ 10,600	△ 12.0		
総 計		7,485,955	100.0	7,686,174	100.0	△ 200,219	△ 2.6		

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

款	令和2年度		令和元年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1 議 会 費	173,826	1.4	170,802	1.4	3,024	1.8
2 総 務 費	1,538,955	12.3	1,640,477	13.2	△ 101,522	△ 6.2
3 民 生 費	4,772,608	38.3	4,593,505	37.0	179,103	3.9
4 衛 生 費	1,320,232	10.6	1,233,560	9.9	86,672	7.0
5 農 林 水 産 業 費	217,286	1.7	200,945	1.6	16,341	8.1
6 商 工 費	330,083	2.7	333,867	2.7	△ 3,784	△ 1.1
7 土 木 費	1,247,544	10.0	1,453,764	11.7	△ 206,220	△ 14.2
8 消 防 費	679,149	5.4	687,793	5.5	△ 8,644	△ 1.3
9 教 育 費	1,335,631	10.7	1,277,342	10.3	58,289	4.6
10 災 害 復 旧 費	1,077	0.0	1,237	0.0	△ 160	△ 12.9
11 公 債 費	683,609	5.5	626,708	5.1	56,901	9.1
12 諸 支 出 金	110,000	0.9	130,000	1.1	△ 20,000	△ 15.4
13 予 備 費	60,000	0.5	60,000	0.5	0	0.0
歳 出 合 計	12,470,000	100.0	12,410,000	100.0	60,000	0.5

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分		令和2年度		令和元年度		比 較		
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率	
消 費 的 経 費	人 件 費	3,526,753	28.3	3,077,656	24.8	449,097	14.6	
	物 件 費	2,046,409	16.4	2,310,455	18.6	△ 264,046	△ 11.4	
	維 持 補 修 費	93,765	0.8	70,802	0.6	22,963	32.4	
	扶 助 費	2,514,829	20.1	2,483,326	20.0	31,503	1.3	
	補 助 費 等	1,429,504	11.5	1,114,790	9.0	314,714	28.2	
	小 計	9,611,260	77.1	9,057,029	73.0	554,231	6.1	
投 資 的 経 費	普通建設事業費	677,868	5.4	778,629	6.3	△ 100,761	△ 12.9	
	内 訳	補助事業費	210,596	1.7	148,296	1.2	62,300	42.0
		単独事業費	467,272	3.7	630,333	5.1	△ 163,061	△ 25.9
	災害復旧事業費	1,077	0.0	1,237	0.0	△ 160	△ 12.9	
	小 計	678,945	5.4	779,866	6.3	△ 100,921	△ 12.9	
公 債 費	683,609	5.5	626,708	5.1	56,901	9.1		
積 立 金	38,936	0.3	112,222	0.9	△ 73,286	△ 65.3		
投資及び出資金	66,697	0.5	0	0.0	66,697	皆増		
貸 付 金	324,000	2.6	344,000	2.7	△ 20,000	△ 5.8		
繰 出 金	1,006,553	8.1	1,430,175	11.5	△ 423,622	△ 29.6		
予 備 費	60,000	0.5	60,000	0.5	0	0.0		
歳 出 合 計	12,470,000	100.0	12,410,000	100.0	60,000	0.5		
義 務 的 経 費	6,725,191	53.9	6,187,690	49.9	537,501	8.7		

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

3 主要施策（※各事業費には会計年度任用職員給与費は含みません。）

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》

(1) 私立幼稚園等及び利用者への支援

104,723 千円（子育て支援課）



●私立幼稚園事務費補助金

私立幼稚園の事務負担に係る補助制度を創設するもの

〈対象施設〉 町内の私立幼稚園 3 園

〈助成内容〉 園児 1 人につき 1,500 円を補助



●私立幼稚園園児健康管理費補助金

町内の私立幼稚園 4 園に対し、健康診断事業に要する費用として園児 1 人につき 500 円を補助するもの（これまでは尿検査料として 1 人 198 円を補助）

●私立幼稚園特別支援児補助事業

県の特別支援補助金の交付対象とならない児童のうち、個別支援が必要と思われる児童が通園する町内の私立幼稚園に対して補助を行うもの

〈補助額〉 月 10,000 円

●幼稚園型一時預かり事業費補助金

教育標準時間の前後又は夏休み等長期休業日に児童を預かる場合に補助金を交付するもの

〈補助対象〉 認定こども園及び給付対象幼稚園

〈補助額〉 児童 1 人あたり日額：400 円～800 円

●子育てのための施設等利用給付費負担金（私学助成園）

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度

〈給付対象〉 私立幼稚園 〈給付額〉 月 25,700 円（給付限度額）

●子育てのための施設等利用給付費負担金（預かり保育、認可外等）

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度

〈対象者〉 幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用している児童

〈給付額〉 ・預かり保育 月 11,300 円（給付限度額）

・認可外保育施設

3 歳～5 歳 月 37,000 円（給付限度額）

0 歳～2 歳（住民税非課税世帯）月 42,000 円（給付限度額）

●実費徴収に係る補足給付補助金

新制度に移行していない幼稚園の利用者に対し、各施設で給食費として実費徴収している費用のうち、「副食費」分を助成するもの

〈対象者〉 年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第 3 子以降の子ども

〈補助額〉 ・副食費 月 4,500 円（補助限度額）

(2) 子育て・赤ちゃん応援事業

15,085 千円（子育て支援課）

●子育て応援赤ちゃん育児用品購入費助成事業

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、満 2 歳までの子どもを対象に町内のドラッグストアで使用できる助成券を交付するもの

〈助成額〉1人あたり2年間45,000円(1,500円助成券×30枚)

〈対象商品〉粉ミルク、紙おむつ、おしりふき用ウェットティッシュ等育児用品

〈協力店舗〉町内ドラッグストア(6店舗)



また、出産祝い金を一律3万円に改め、新たに愛ちゃん米(5kg)を贈呈するとともに、10か月健診受診時にマグカップをプレゼントするもの



(3) 新婚生活支援事業

2,850千円(子育て支援課)

〈対象者〉新たに婚姻し町内に居住する世帯で、世帯所得が600万円未満の世帯

●年齢要件

- ・国庫補助分 34歳以下
- ・町単独分 34歳以下 ⇨ 44歳以下へ緩和

〈対象費用〉新居の購入費、新居の家賃、新居への引越費用

〈補助額〉●国庫補助分

- ・世帯所得340万円未満の世帯 30万円(限度額)

●町単独分

- ・世帯所得340万円以上600万円未満の世帯 15万円(限度額)

(4) 認定こども園及び小規模保育施設等への給付事業

288,142千円(子育て支援課)

●施設型給付事業

〈対象施設〉認定こども園及び給付対象幼稚園

- ・愛川幼稚園159名分、町外10施設49名分

●地域型保育給付事業

〈対象施設〉小規模保育施設(少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設)

- ・町内3施設53名分、町外1施設1名分

(5) 保育士確保支援事業

600千円(子育て支援課)

待機児童の解消に必要な町内民間保育施設の人材確保を支援するもの

●保育士転入奨励助成金

〈対象者〉町内に転入し、保育士として町内の民間保育施設(認定こども園、小規模保育施設など)に就労した者

〈助成内容〉上限20万円(一律15万円に引越しに係る経費上限5万円を加算)

●保育士復職等奨励助成金

〈対象者〉町内在住で、保育士として町内の民間保育施設に復職した者、又は町内在住で、保育士としての就労経験がなく、新たに保育士として町内の民間保育施設に就労した者

〈助成内容〉一律20万円

(6) すこやか親子健康診査等事業

2,239千円(健康推進課)

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援として、健康保険が適用されない産婦健康診査と新生児聴覚検査に係る経費の一部を助成するとともに、産後不安の解消や産後うつ等の早期発見を図るための産後ケアとして、「赤ちゃんパパとママの教室」及び「産後ママのためのリラックス教室」を開催するもの

●産婦健康診査

〈対象検査〉 産後2週間後及び1ヶ月後診査

〈助成額〉 6,000円(3,000円×2回)

●新生児聴覚検査(いずれか1回)

〈助成額〉 ・自動ABR(自動聴性脳幹反応)検査 3,000円

・OAE(スクリーニング用耳音響放射)検査 2,200円

●赤ちゃんパパとママのための教室

〈内容〉 健康相談などの産後ケア(年12回)

〈会場〉 健康プラザ

●産後ママのためのリラックス教室

〈内容〉 ストレッチやリラクゼーションなどの産後ケア(年4回)

〈会場〉 健康プラザ

(7) 小児医療費助成事業

120,470千円(子育て支援課)

中学校3年生までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの(所得制限なし)

(8) ひとり親家庭等医療費助成事業

29,803千円(子育て支援課)

医療費の自己負担分を全額助成するもの(所得制限あり)

〈対象者〉 母子・父子家庭等の親と子(18歳まで)

(9) 子育て支援センター等の運営

905千円(子育て支援課)

●子育て支援センター 健康プラザ3階

・子育てサロン 毎週月～金曜日

・土曜サロン 毎月2回(第2・第4土曜日)

・「お父さんの土曜講座」の開催(奇数月の第4土曜日、年6回)

●移動子育てサロン 半原公民館(毎月第1・第3木曜日)

中津公民館(毎月第1・第3火曜日)

●かえでっこのつどい 町立6保育園(毎週水曜日)

●一時保育事業

〈対象者〉 1歳児から就学前まで

〈場所・時間〉 中津保育園、田代保育園(午前8時30分～午後6時)

〈利用条件〉 ・断続的な勤務(週3日以内)

・入院、通院、育児疲れ解消、冠婚葬祭等(月12日以内)

〈保育料〉 1時間100円～300円(給食・おやつ代別途)

(10) 放課後児童クラブ事業

3,171千円(生涯学習課)

保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、町内全小学校(6校)に開設するもの

〈対象者〉 小学校1年生から6年生まで

〈定員〉 半原・田代・高峰・中津第二児童クラブ 35人以内

中津・菅原児童クラブ 40人以内

〈利用時間〉

【平日】 授業終了時から午後 6 時 30 分まで

【土曜・長期休業日】 早朝利用時間 午前 8 時から午前 8 時 30 分まで

通常利用時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

〈育 成 料〉 月額 4,000 円（早朝利用 1 回につき 100 円）

(11) かわせみ広場事業

1,639 千円（生涯学習課）

放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うもので、放課後児童クラブの待機児童解消をはじめ、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、中津小学校を活用した「中津小学校かわせみ広場」を引き続き開設するもの

●かわせみ広場事業

〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈実施日・時間〉 原則として月曜日から金曜日の午後 3 時から午後 5 時まで
（11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで）

〈実施施設〉 児童館等 11 施設

●中津小学校かわせみ広場

〈対 象 者〉 中津小学校に在籍する 1 年生から 6 年生まで（事前登録制）

〈実施日・時間〉 原則として週 1 日の午後 3 時から午後 5 時まで
（11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで）

〈実施施設〉 中津小学校

《 2 障がい者福祉》

(1) 介護職等人材確保支援事業

800 千円（福祉支援課）

町内障がい福祉サービス事業所等における介護職等（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）の人材確保を支援するもの

●介護職等転入奨励助成金

〈対 象 者〉 町内に転入し、介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労した者

〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●介護職等復職等奨励助成金

〈対 象 者〉 町内在住で、介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に復職した者、又は町内在住で、介護職等としての就労経験がなく、新たに介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労した者

〈助成内容〉 一律 20 万円

●介護職等奨学金返済助成金

〈対 象 者〉 介護職等として町内の障がい福祉サービス事業所等に就労してから 3 年未満の町内在住者

〈助成内容〉 奨学金返済額の 1/2（上限 20 万円/年、最長 3 年間で最大 60 万円）

(2) 障害者医療費助成事業

117,032 千円（福祉支援課）

〈対象者〉 1～3級の身体障がい者、IQ50以下の知的障がい者、
1級の精神障がい者（通院分及び入院分）

※ 65歳以上新規障がい認定者は適用除外

〈助成額〉 医療費の自己負担を全額助成

※ 所得制限あり（特別障害者手当の支給基準に準拠）

(3) 成年後見制度利用支援事業

1,385 千円（福祉支援課）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の十分でない人の権利を擁護する成年後見制度の利用しやすい環境の整備を図るもの

〈事業内容〉

●成年後見人報酬等支援助成金

町長による後見等開始の審判の申立て及びその申立てに要する費用や、家庭裁判所が後見人等を選任した後における後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成するもの

●成年後見制度法人後見支援事業研修会

障がい者等の権利擁護の推進及び市民後見人を育成するための研修会を開催するもの

(4) 在宅障害者福祉手当支給事業

39,496 千円（福祉支援課）

〈支給額及び対象者〉

●重度 1人あたり年額 35,000 円

- ・ 1～2級の身体障がい者又はIQ35以下の知的障がい者
- ・ IQ36～50で3級の身体障がい者
- ・ 1級の精神障がい者

●中度 1人あたり年額 20,000 円

- ・ 3～4級の身体障がい者又はIQ36～50の知的障がい者
- ・ IQ51～70で5級の身体障がい者
- ・ 2級の精神障がい者

●軽度 1人あたり年額 7,000 円

- ・ 5～6級の身体障がい者又はIQ51～70の知的障がい者
- ・ 3級の精神障がい者

(5) 障害者自立支援事業

1,017,565 千円（福祉支援課）

身体・知的・精神の3障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供に係る給付を行うもの

〈事業内容〉 自立支援医療費助成、障害者介護給付・訓練等給付費、地域生活支援事業（日常生活用具費に「点字新聞」を追加）、補装具費の給付

(6) 在宅重度障害者タクシー・自動車燃料費助成事業

5,674 千円（福祉支援課）

- 〈対象者〉 1～2級の身体障がい者、IQ35以下の知的障がい者
1級の精神障がい者
※ 所得制限あり（特別障害者手当の支給基準に準拠）
- 〈助成額〉 年額 18,000 円（自動車税減免者は 9,000 円）

(7) 心身障害児者歯科診療所運営事業

2,401 千円（福祉支援課）

- 「厚木市障がい者歯科診療所」を県央 6 市町村で共同運営するもの
- 〈診療時間〉 火曜日の午後、木曜日の午前・午後

《3 高齢者福祉》



(1) 認知症サポーターの養成

64 千円（高齢介護課）

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」を目指し、令和 2 年度は、住民や企業に加え、愛川高校生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い層に見守りの重要性を広めるもの



(2) ねんりんピックかながわ 2021 プレイベント

128 千円（高齢介護課）

令和 3 年度に神奈川県で開催される第 34 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）において、本町では「将棋」の開催となったことから、実行委員会を組織するとともに、機運を高めるためプレイベントとして将棋教室を開催するもの



(3) 孫心（まごころ）ふれあい事業

（高齢介護課・教育総務課・生涯学習課）

世代間の交流を目的に、町内老人会が学校の環境整備などに携わり、児童と給食を共に食べるふれあいの場を設け、地域のつながりを深めるもの

(4) 介護人材確保支援事業

774 千円（高齢介護課）

町内介護施設等（介護サービス事業所など）における介護職等（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）の人材確保や人材育成を支援するもの

●介護職等転入奨励助成金

- 〈対象者〉 町内に転入し、介護職等として町内の介護施設等に就労した者
- 〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●介護職等復職等奨励助成金

- 〈対象者〉 町内在住で、介護職等として町内の介護施設等に復職した者、又は町内在住で、介護職等としての就労経験がなく、新たに介護職等として町内の介護施設等に就労した者
- 〈助成内容〉 一律 20 万円

●介護職等奨学金返済助成金

〈対象者〉 介護職等として町内の介護施設等に就労してから3年未満の町内在住者

〈助成内容〉 奨学金返済額の1/2（上限20万円/年、最長3年間で最大60万円）

●介護職員等研修支援助成金

〈対象者〉 介護保険法に基づく町内指定事業所

〈助成内容〉 介護職員等のキャリアアップを図るため、外部から講師を招いて行う事業所内研修又は外部への研修に派遣する経費の一部を助成（補助率1/2、上限4万円）

●介護職員初任者研修受講支援助成金

〈対象者〉 介護保険法に基づく町内指定事業所

〈助成内容〉 介護職員初任者研修の受講に係る経費の一部を助成（上限2万円）

(5) ひとり暮らし高齢者等みまもりでんわサービス助成事業

240千円（高齢介護課）

日本郵便（株）が提供する「みまもりでんわサービス」を町内全域で実施するもの

〈対象者〉 ひとり暮らし登録のある高齢者

〈助成額〉 月額500円

(6) はいかい高齢者見守り支援事業

73千円（高齢介護課）

QRコードが印刷されたラベルシールをはいかい高齢者の衣服や持ち物に貼っていただくことで、早期発見・早期保護に努めるもの（発見者がQRコードを読み取るだけで、24時間365日、自動的に家族等に直接かつ迅速に連絡が取れるWebシステムを利用）

〈対象者〉 はいかいSOSネットワーク登録者

(7) 高齢者の生活支援事業

300千円（高齢介護課）

高齢者の外出機会の創出支援や火気の取り扱いに不安を感じる高齢者へ支援を行うもので、対象者の要件を緩和するもの

〈事業内容〉



●電動アシスト三輪自転車購入費助成

〈対象者〉 70歳以上の方で自転車を購入してから3ヶ月以内の方



70歳以上の方で自転車を購入してから6ヶ月以内の方

〈助成額〉 購入費の1/4（上限25,000円）



●家庭用電磁調理器購入費助成

〈対象者〉 配食サービスを利用していない町内在住の65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯のうち、町民税非課税世帯に属する方



（削除） 町内在住の65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯のうち、町民税非課税世帯に属する方

〈対象機器〉 ①家庭用電磁調理器 ②電磁調理器対応調理器具


〈助成額〉 上限5,000円 ※①②をセットで購入の場合は上限10,000円

(8) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの構築（介護保険特別会計）


105,846 千円（高齢介護課）

令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画の策定と実施に向け、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた取り組みを推進し、保険者機能の強化に努めていくもの

〈主な介護予防事業等〉

- ・愛川・ささえあいポイント事業の実施
- ・高齢者サロン支援 運動指導、ボランティア研修
- ・運動機能向上事業 運動指導、プールを利用した転倒予防教室、『いきいき100歳体操』の指導、同サポーター養成講座
- ・認知症予防教室 『コグニサイズ』、『音楽体操教室（ボイストレーニング）』、『しゃきしゃき100歳体操』の指導
- ・口腔機能向上事業 『かみかみ100歳体操』の指導
- ・住民提案型協働事業 提案団体の運営する認知症予防カフェの場を活用し、実践を通じたボランティア等の人材育成を実施
-  行政提案型協働事業 提案団体の運営する運動教室の場を活用し、認知症予防リハビリ活動支援事業を実施

〈地域包括ケアシステムの構築〉

- 生活支援体制整備事業
 - ・「生活支援コーディネーター」の育成
 - ・「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」の運営
-  普及啓発パンフレットの作成
- 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・「町在宅医療・介護連携推進協議会」の運営
 - ・厚木市、清川村との共同により厚木医師会に設置している「在宅医療相談室」において在宅医療等に関する相談を実施
 - ・厚木市、清川村と共同し、「医療介護多職種研修会」を実施
- 認知症施策推進事業
 - ・認知症の初期集中支援チームによる早期診断・早期対応及び地域支援推進員による相談対応
 - ・認知症地域支援推進員の育成
 - ・多職種協働によるケアマネジメント、地域支援ネットワークの構築



(9) 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業及び高齢者タクシー券助成事業

11,625 千円（高齢介護課）

神奈川中央交通（株）が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の一部を助成するもので、85歳以上の方については、令和2年度から新たにタクシー券との選択制とするもの

〈対象者〉 70歳以上

〈助成内容〉 1年券購入費のうち6,000円を助成

※85歳以上はタクシー券（6,000円／年）との選択制

(10) シルバー人材センター運営費補助金

7,700 千円（高齢介護課）

健康で働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大を促進するため、「愛川町シルバー人材センター」の組織強化と運営支援を図るもの

**(11) 半原老人福祉センター屋外トイレの更新**

460 千円（高齢介護課）

ターゲットバードゴルフや各種の老人クラブ事業で活用されている半原老人福祉センターの老朽化した移動式トイレを簡易水洗式トイレに更新し、快適に施設を利用できるようにするもの

《 4 地域福祉》**(1) 地域福祉計画及び障がい者計画の策定**

5,712 千円（福祉支援課）

●地域福祉計画策定事業

現行の第3次愛川町地域福祉計画が令和4年3月で5年間の計画期間が満了することから、令和2、3年度で次期計画を策定するもの

〈計画期間〉 令和4年度～令和8年度（5年間）

〈業務内容〉 アンケート調査、町民ワークショップ、計画素案の作成など

●障がい者計画策定事業

現行の第2次障がい者計画が令和3年3月で満了することから、令和元、2年度で次期計画を策定するもの

〈計画期間〉 令和3年度～令和8年度（6年間）

〈業務内容〉 各種指標及び目標値の設定、計画案の作成、パブリック・コメント手続き など

(2) 地域自殺対策強化事業

158 千円（福祉支援課）

心の健康講座の開催や支援人材の育成、相談支援などに取り組むとともに、自身の「こころ」の状態を診断できるアプリ「こころの体温計」を活用し、セルフチェックの習慣化を普及啓発するもの

(3) 「社会福祉大会」・「人権啓発のつどい」の開催

1,494 千円（福祉支援課・住民課）

●社会福祉大会

〈開催予定〉 令和2年10月31日（土） 〈会場〉 文化会館

●人権啓発のつどい

〈開催予定〉 令和2年12月5日（土） 〈会場〉 文化会館

《5 健康対策》

(1) 予防接種事業

112,820 千円（健康推進課）

●乳幼児等予防接種事業

B 型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種に加え、令和 2 年 10 月 1 日から定期接種化される **新** ロタワクチンを新たに全額公費負担で実施するもの

●小児インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの乳幼児・児童
〈接種回数〉 2 回
〈助成額〉 1 回につき 1,000 円

●高齢者肺炎球菌予防接種事業

〈対象者〉・65 歳以上 100 歳までの 5 歳刻みの年齢の方
・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がいをもつ方
※町の助成を受けて接種したことがある方を除く
〈自己負担〉 4,000 円※町民税非課税世帯に属する方、生活保護受給者は免除

●高齢者インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉・65 歳以上の方
・60 歳～64 歳で、心臓、腎臓、呼吸器等に一定の障がいをもつ方
〈自己負担〉 1,500 円（後期高齢者となる 75 歳の方は無料）

●風しんワクチン接種事業

〈対象者〉 妊娠を希望する 20 歳以上の女性、妊婦の夫、40 歳未満の男性
〈助成額〉・麻しん風しん混合ワクチン 6,000 円
・風しん単抗原ワクチン 4,000 円

●風しん定期予防接種事業

今まで公的な予防接種機会のなかった昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性を対象に、風しんの抗体検査及び予防接種を全額公費負担で行うもの



●再接種費用助成金

骨髄移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種により獲得した効果を失った方を対象に、再接種費用を助成するもの
〈助成額〉 各種予防接種の再接種費用

(2) がん検診推進事業

45,247 千円（健康推進課）

●胃・肺・大腸がん 40 歳以上



※胃がん検診において、高齢や体質等によりバリウム検診を受けることができない方が増加傾向にあることから、医療機関で胃内視鏡検査を実施した方を対象に検査費用の一部を助成（助成額 1 万円）

●乳がん（女性のみ） 30 歳以上

※無料クーポン対象年齢 40 歳の女性

●子宮頸がん（女性のみ） 20 歳以上

※無料クーポン対象年齢 20 歳～35 歳の女性

●前立腺がん（男性のみ） 50 歳以上

**(3) 乳幼児健診等母子保健情報の利活用****(健康推進課)**

マイナンバー制度を活用し、本人や保護者がマイナポータルで健診結果を一元的に閲覧できるように、また、市町村間での情報交換ができるようにデータベースの整備を行うもの

(4) 看護職等人材確保支援事業**645 千円 (健康推進課)**

町内医療機関における看護職等（保健師、看護師、助産師、準看護師、歯科衛生士）の人材確保を支援するもの

●看護職等転入奨励助成金

〈対象者〉 町内に転入し、看護職等として町内の医療機関に就労した者

〈助成内容〉 上限 20 万円（一律 15 万円に引越しに係る経費上限 5 万円を加算）

●看護職等復職等奨励助成金

〈対象者〉 町内在住で、看護職等として町内の医療機関に復職した者、又は、町内在住で看護職等としての就労経験がなく、新たに看護職等として町内の医療機関に就労した者

〈助成内容〉 一律 20 万円

●看護職等奨学金返済助成金

〈対象者〉 看護職等として町内の医療機関に就労してから 3 年未満の町内在住者

〈助成内容〉 奨学金返済額の 1/2（上限 20 万円/年、最長 3 年間で最大 60 万円）

(5) 骨髄移植ドナー支援事業**420 千円 (健康推進課)**

骨髄等の提供者（ドナー）となった町民及びドナーが勤務する事業所を対象に助成金を交付することにより、骨髄移植等の環境整備を図るもの

〈助成額〉 ・ドナー 1 日あたり 20,000 円（7 日を限度）

・ドナーの勤務先 1 日あたり 10,000 円（7 日を限度）

(6) 地域健康づくり事業（(仮称) 楽らくクラブ支援事業）**1,502 千円 (健康推進課)**

健康相談の実施や健康体操の指導者派遣などに加え、食に関するセルフチェックや講話、試食、個別相談などを行い、地域の健康づくり活動を支援するもの

〈対象地域〉 町内 13 地区

〈支援内容〉

- ・あいかわりフレッシュ健康体操、ラジオ体操、いきいき 100 歳体操等の実技指導
- ・保健師等による健康相談・講話
- ・体育学士等の運動専門家による講義及び実技指導
- ・管理栄養士による食に関するバランスチェック、講話、試食、個別相談など

(7) 「健康フェスタあいかわ」の開催**756 千円 (健康推進課)**

〈開催予定〉 令和 2 年 6 月 7 日（日）

〈会場〉 健康プラザ・文化会館

〈内容〉 「林家木久蔵、江戸家小猫」氏講演会、歯科検診・健康相談など

(8) 健康ポイント制度

598 千円（健康推進課）

各種がん検診の受診、健康・食育に関する講座・教室のほか町主催の健康イベント等への参加、個人目標への取り組みなどによりポイントを付与し、抽選で特典と交換できるもの

- 〈対象者〉 20歳以上の町民
〈実施期間〉 令和2年4月1日～令和3年1月31日
〈参加賞〉 あいちゃんグッズ
〈特典〉 愛川ブランド品、町内飲食店で利用できる食事券、**新**あいちゃん商店会で使用できる商品券
- ・ 50ポイントコース 1,000円相当
 - ・ 100ポイントコース 3,000円相当
 - ・ 200ポイントコース 5,000円相当

(9) 未病改善・健康ウォーキング教室の開催

152 千円（健康推進課）

健康運動指導士による正しいウォーキング方法について指導を行い、健康づくり散策コースを歩く教室を開催することで、健康増進を図るもの

- 〈散策コース〉 田代散策コース
〈実施回数〉 年2回（20名程度）

(10) 成人歯科健診事業

7,863 千円（健康推進課）

- 〈内容〉
- ・ 40歳以上の方を対象に実施
 - ・ 40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢の方を対象に、CPI（歯周ポケット・歯肉の状況）検査やRDテスト（虫歯菌活動性検査）、ペリオスクリーンテスト（歯肉炎・歯周炎検査）を実施

(11) 口腔がん個別検診事業

4,239 千円（健康推進課）

40歳以上の方を対象に医療機関での個別検診を実施するもの

(12) 妊産婦等への助成事業

13,693 千円（健康推進課）

- 妊婦健康診査
〈助成内容〉 医療機関における健診14回分（助産所での妊婦健康診査も対象）
- 産婦健康診査【再掲】
〈助成内容〉 産後2週間後及び1ヶ月後診査（上限各3,000円）
- 特定不妊治療費助成事業
〈助成内容〉 1回の治療につき10万円を限度（年間の助成回数の制限なし）
※治療初日の妻の年齢が43歳以上の場合は、助成対象外
- 不育症治療費助成事業
〈助成内容〉 不育症治療（保険外診療）に要した費用の1/2以内とし、年間の限度額30万円まで複数回申請が可能

(13) 後期高齢者人間ドック事業

1,940 千円（国保年金課）

後期高齢者医療制度の全加入者を対象に、選択により、後期高齢者健康診査に替えて人間ドックを受診した場合、受診費用の一部（上限 20,000 円）を助成するもの



(14) 人間ドック助成事業（国民健康保険特別会計） 3,400 千円（国保年金課）

人間ドックの助成年齢を引き下げ、健康意識の高揚と低年齢化している生活習慣病等疾病の早期発見に努めるもの

〈対象者〉 40 歳～70 歳の 5 歳刻みの方



35 歳～70 歳の 5 歳刻みの方

〈助成額〉 上限 2 万円



(15) 特定健康診査（国民健康保険特別会計） 45,850 千円（国保年金課）

国民健康保険被保険者の特定健康診査受診対象である 40 歳以上全ての方について、自己負担金（1,500 円）を無料化し、受診しやすい環境を整備するもの



(16) 窓口用翻訳機の導入（国民健康保険特別会計） 208 千円（国保年金課）

日本語が話せない外国籍住民に国民健康保険制度を分かりやすく説明できるよう、国民健康保険窓口用の対話型翻訳機を導入し、外国籍被保険者の利便を図るもの

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》



(1) 親子方式による温かい中学校給食の実施 113,464 千円（教育総務課）

現在の弁当併用のデリバリー方式による中学校給食について、令和 2 年 9 月から小学校の給食室を活用した親子方式による温かい給食を提供するもの

〈内 容〉

- ・ 小学校 5 校の給食室の改修工事
- ・ 給食用プラットホームの整備工事
- ・ 給食用備品、食器の整備
- ・ 給食配送業務委託の実施 など



(2) G I G A スクール（校内情報通信ネットワーク整備事業）の実施（元年度 3 月補正）

112,219 千円（教育総務課）

国では、全小中学生に 1 人 1 台のタブレットを整備する「GIGA スクール構想」を推進しており、町においても 5G（第 5 世代移動通信システム）を見据えた情報教育の推進を図るため、校内情報通信ネットワーク整備事業を行うもの

なお、事業費については、令和元年度 3 月補正予算において措置し、その全額を令和 2 年度に繰り越して事業を実施するもの

〈整備内容〉

- ・校内 LAN 整備工事（全小中学校 9 校）
（幹線・支線ケーブル、サーバー、ルーター、情報コンセントの整備等）
- ・電源キャビネット整備工事（全小中学校 9 校） など



(3) 音声翻訳機の導入

263 千円（指導室）

日本語を話すことができない外国につながるの児童生徒及びその保護者の相談・指導を迅速かつ適切に行うことができるよう、国の補助制度を活用し、カメラ撮影によるテキスト翻訳も可能な音声翻訳機を導入するもの

(4) コミュニティ・スクールの試行

（指導室）

地域住民による学校運営への参画や教育活動への支援を進めていくため、現在、愛川東中学校区で試行している「コミュニティ・スクール」を愛川中学校区、愛川中原中学校区に拡大し、全町的に試行していくもの

(5) 高等学校等への就学に対する助成

12,676 千円（教育総務課）

●通学に対する助成（高等学校等）

- ・バス通学助成金 3ヶ月定期の1ヶ月相当分の20%を12ヶ月分
- ・自転車通学助成金 購入額の1/2（限度額20,000円（電動アシスト自転車は60,000円）、在学中1回限り）

●入学準備に対する助成（高等学校等）

- ・入学準備金 1人あたり20,000円（入学時1回限り）
※準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

●教育資金の融資に対する助成（高等学校・大学等）

- ・教育資金利子補給 1月1日～12月31日の間に支払った利子額
（上限20,000円、最大4年間）
※町内の金融機関からの融資に限る

(6) 放課後学習事業

1,890 千円（教育開発センター）

●放課後学習「あすなろ教室」

- 〈実施内容等〉
- ・設置場所 町内全小学校（6校）
 - ・対象者 小学校3・4年生
 - ・開催回数 年20回（夏季休業期間及び11月～1月を除く）
 - ・学習内容 主に国語、算数

●放課後学習「ひのき教室」

- 学力向上に向け、中学生を対象とした放課後学習を実施
- 〈実施内容等〉
- ・設置場所 町内全中学校（3校）
 - ・対象者 中学校1～3年生
 - ・開催回数 年20回程度（夏季及び冬季休業期間を除く）
 - ・学習内容 e-ラーニング等を利用した個別学習支援

(7) 夢授業推進事業

180 千円（教育開発センター）

平成 30 年 10 月に町がホームタウンに加わったプロサッカーチーム「SC 相模原」の選手等を講師に招き、自分の将来を考えるきっかけづくりや目標に向かって努力することの大切さを学ぶ「夢授業」を全小中学校（9 校）で実施するもの

(8) 外国語指導助手（ALT）派遣事業

14,520 千円（指導室）

低学年のうちから外国語に慣れ親しみ、より学習効果を高めるため、小学校 1 年生からの外国語教育を引き続き実施するもの

〈授業時数〉

区分	令和 2 年度 外国語教育に係る時数／年
小学校 5・6 年生	70 時間
小学校 3・4 年生	35 時間
小学校 2 年生	10 時間（町独自）
小学校 1 年生	10 時間（町独自）

**(9) 田代小学校体育館照明器具 LED 化事業**

（教育総務課）

照明を蛍光灯から LED に切り替え、照度アップと維持管理経費節減を図るもの

**(10) 半原小学校西側用地整備事業**

（教育総務課）

来校者の駐車スペースが不足していることから、駐車場を拡張するもの。また、学校農園を拡張し、体験学習の充実を図るもの

(11) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

41,721 千円（教育総務課）

要保護・準要保護児童生徒の世帯に対し学用品や給食費等の援助を行い、経済的負担の軽減を図るもの

(12) スクールカウンセラー等派遣事業

6,359 千円（教育開発センター）

- ・ 小学校スクールカウンセラー（臨床心理士等）を必要に応じて各校へ派遣し、不登校やいじめなどの相談業務等を実施
- ・ 発達相談スクールカウンセラー（臨床心理士等）の派遣日数を拡大し、発達に関わる相談や検査等を実施することで、小中学校での切れ目のない支援を図る
〈派遣日数〉 40 日 ⇨ 120 日へ拡大
- ・ スクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士等）を小中学校に派遣し、家庭環境改善のために相談業務等を実施

《2 生涯学習》



(1) 地域学校協働活動推進事業

1,206 千円（生涯学習課）

地域と小中学校、愛川高校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、愛川東中学校区に配置していた「地域学校協働活動推進員」制度を愛川中学校区、愛川中原中学校区に拡大し、全町の的に推進していくもの

(2) 愛川高校とのアクティブラーニング事業

（生涯学習課）

持続性ある地域づくりに向け、愛川高校と連携して、生徒自らがまちづくりの状況や様々な課題について学べる機会を提供し、地域に根ざした心や地域に貢献できる意識を醸成していくもの

〈事業内容〉

- 「未来を担う人づくり」特別授業
 - ・町長講義、町職員講義
- 役場でのインターンシップ受け入れ

(3) 学習支援「土曜寺子屋」事業

409 千円（生涯学習課）

教育環境に課題を抱える世帯の小学校 3 年生から中学校 3 年生までを対象に学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進するもの

《3 スポーツ・文化振興》

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業

1,336 千円

（教育総務課・スポーツ・文化振興課・教育開発センター）



●東京 2020 観戦事業

町民に直接オリンピック競技に触れる機会を提供し、スポーツ振興意識の高揚に努めるもの

〈観戦日〉 令和 2 年 7 月 25 日（土）又は 26 日（日）

〈場 所〉 相模原市緑区方面

〈種 目〉 自転車ロードレース



●オリンピック観戦チケット補助事業

オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が企画する「学校連携観戦チケット」について、児童生徒分の補助を行うもの

〈補助内容〉 ・補助額 2,020 円（補助率 10/10）

・対 象 小学校 6 年生～中学校 3 年生 145 人分

※保護者は自己負担

〈観戦日時〉 令和 2 年 7 月 26 日（日）10:00～12:00

〈観戦場所〉 横浜スタジアム

〈観戦種目〉 ソフトボール（出場チームは未定）

新 ●東京 2020 パラリンピック「聖火セレモニー」開催事業

パラリンピックの開催にあたり、神奈川県が県内 33 市町村から集めた火を「神奈川県の火」として東京に送る「聖火フェスティバル」を行うことから、本町においても種火の採取式及び採火式を行い、「(仮称)世界に向けた 愛川の火」としてセレモニーを開催するもの

〈開催予定及び開催場所〉

- ・採取式 令和 2 年 8 月 8 日(土) 田代運動公園
- ・採火式 令和 2 年 8 月 14 日(金) 愛川町役場

●オリパラ給食事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を機に、4 月から 7 月まで月 1 回小学校の給食で世界各国の料理を提供し、様々な国の食文化にふれながら学ぶ機会とするもの

新 (2) 田代運動公園スケートパーク整備事業 (都市施設課)

東京 2020 オリンピックで新たに競技種目に追加される「スケートボード」を気軽に楽しむことができる「スケートパーク」を整備し、若者文化の創造とスポーツの振興を図るもの

〈整備内容〉

- ・場所 田代運動公園(トリム広場内)
- ・面積 530 m²
- ・障害物 クォーターランプ、バンク to バンク、フラットレールを整備

(3) 町民ラグビー観戦ツアーの開催 (スポーツ・文化振興課)

昨年、日本中に勇気と希望を与えてくれたラグビーワールドカップのレガシーを継承するため、相模原市を本拠地として活躍する三菱重工相模原ダイナボアーズのホームゲームを観戦し、スポーツの振興を図るもの

〈開催予定〉 未定

〈開催場所〉 相模原ギオンスタジアム

新 (4) 田代運動公園売店設置の検討 (都市施設課・商工観光課)

施設利用者等の利便性の向上を図るため、田代運動公園ソフトボール場外野側の緑地へ売店設置に向けた研究を行うもので、令和 2 年度は民間のキッチンカーを誘致し、利用者のニーズ調査を行うもの

(5) 若者たちの音楽祭 6 の開催 700 千円(スポーツ・文化振興課)

軽音楽活動に励む若者たちの発表の場として「若者たちの音楽祭 6」を開催するもの
〈開催予定〉 令和 2 年 12 月 13 日(日) 〈会場〉 文化会館

(6) 運動公園施設の改修等

11,814 千円（スポーツ・文化振興課・都市施設課）

- 中津工業団地第 1 号公園
 - ・北側障がい者用トイレ入口修繕
 - ・野球場照明安定器・ランプ配線交換工事
 - ・野球場照明塔電気配線交換工事
 - ・野球場照明鉄塔修繕工事
 - ・北側駐車場樹木伐採
- 中津工業団地第 2 号公園
 - ・樹木剪定、伐採
- 三増公園
 - ・受水槽補修工事

(7) 山十邸プラスアクト事業「(仮称)初夏の夕べ」の開催

233 千円（スポーツ・文化振興課）

訪れる人々の心を和ませる趣のある空間を活用し、昭和の縁日にあった懐かしの情景や昔遊びなどを体験することで、町民相互のふれあいや伝統・文化の振興を図るもの

〈開催予定〉 未定

〈会場〉 古民家山十邸

(8) 各種スポーツ教室等の開催

1,457 千円（スポーツ・文化振興課）

〈事業内容〉 水泳教室、剣道教室・大会、スポーツクライミング教室、サーフィン教室、スポーツ・レクリエーション・フェスティバル

◎活力のあるまちづくりの推進

《1 農林水産業》

(1) 林業振興への取り組み

8,561 千円（農政課・都市施設課）

- 林道及び自然公園の維持管理事業の促進

森林吸収源対策を促進するため、令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用した取り組みを実施するもの

〈事業内容〉

- 新**・南山林道の土砂流出防止工事
- 新**・八菅山いこいの森の樹木伐採
- 間伐材搬出促進事業

森林整備により発生した間伐材の搬出を促進し、持続的な資源循環を生み出すため、町森林組合に対し間伐材搬出経費の一部を補助するもの

〈補助内容〉 間伐材搬出経費から県補助金（1/2）を控除した額の 1/10



●林業用機械導入事業補助金

〈交付先等〉 町森林組合 フォワーダ、ウッドチップパー 補助率 1/2、1/3

※ウッドチップパーの導入後は、町民が竹等の伐採を森林組合へ依頼した場合の処分料を軽減

(2) 有害鳥獣対策事業

12,022 千円（農政課）

〈主な事業内容〉

●有害鳥獣対策実施隊関連

- ・隊員を 28 人から 29 人へ 1 人増員し、体制の強化を図る
- ・狩猟犬活動に対する支援

●有害鳥獣対策協議会への支援

- ・集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲方法の検証など総合的な対策を検討する協議会へ運営費を助成

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

- 〈助成内容〉
- ・単独設置（耕作面積 2a 以上）
防除柵設置費用の 2/3（上限 100,000 円）
 - ・集団設置（設置面積 5a 以上）
防除柵設置費用の 3/4（上限 200,000 円）

●サル移動監視員の派遣

〈事業内容〉 各サル群の移動監視と追払いを行うもの

(3) 農業振興への取り組み

20,040 千円（農政課・農業委員会事務局）

●愛川町人・農地プラン策定事業

農業従事者の高齢化や後継者不足を要因とした地域が抱える「人と農地の問題」解決に向け、現行のプランを実質化させる新たな「人・農地プラン」を策定するもの

〈策定内容〉 プラン対象区域内面積の 50%について、農地の貸し手と中心的経営体を特定する

●近代化施設整備事業補助金

〈交付先等〉 県央愛川農協 水稻播種プラント機器 補助率 1/2

●遊休荒廃農地対策費補助金

〈対象者〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者

〈補助額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用
10a あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は 10a あたり
67,000 円上乗せ（限度額 200,000 円）

●有機農業推進講演会の開催（年 1 回）

●遊休荒廃農地調査事業

〈事業内容〉 農地の利用状況を調査・データ化し、遊休荒廃農地の有効利用促進と生産性の向上に役立てるもの

●新規就農者奨励金

〈事業内容〉 新規就農時の経済的な負担の軽減と、安定した農業経営基盤の確立を図るため、新規就農者に対し奨励金を交付するもの

〈対象者〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方

〈奨励金〉 3 年以上の利用権等が設定された農地 10a あたり 20,000 円
（限度額 60,000 円）

- 環境保全型農業直接支援対策事業費補助金
 - 〈事業内容〉 環境に配慮した営農活動の普及推進を図るため、環境保全型農業に取り組む農業者団体に対し支援を行うもの
 - 〈対象者〉 有機農業を営む農業者団体
 - 〈補助額〉 耕作地 1aにつき 800 円（農業振興地域）
- 農業次世代人材投資資金
 - 〈事業内容〉 新規就農時における収入の不安定な状況を補完するため、就農から 5 年間支援をするもの
 - 〈対象者〉 「人・農地プラン」に位置付けられた新規就農者
 - 〈給付額〉 個人 年額 150 万円以内、夫婦 年額 225 万円以内
- 新規就農者支援家賃補助金
 - 〈事業内容〉 新規就農者を対象に家賃の一部を助成するもの
 - 〈対象者〉 町内に居住する新規就農者世帯
 - 〈補助額〉 家賃月額 $1/2$ （限度額：30,000 円／月、期間：5 年）
- 多面的機能支払事業費補助金
 - 〈事業内容〉 農地が持つ自然環境保全等の多面的機能を維持発揮するため、地域が行う共同保全管理活動に対して補助するもの
 - 〈対象者〉 水利組合や土地改良区で組織する農業者団体等
 - 〈補助額〉 農業振興地域において耕作している農地
 - ・田 1a あたり 300 円
 - ・畑 1a あたり 200 円
 - 〈実施区域〉 坂本、若宮、大塚下
- あいかわ準農家制度の促進
 - 〈事業内容〉 生きがいや趣味で耕作したい一般の方でも小規模（10a 以下）であれば借り受けできる制度を促進し、遊休農地の解消を図るもの
- 新**住民提案型協働事業（小規模農園のための農機具レンタル事業）
 - 〈事業内容〉 農業を小規模で始める方を対象に農機具を安価にレンタルすることで、準農家制度を促進させるとともに、遊休農地の解消を図るもの
- 農林業経営安定資金の貸付
 - 〈限度額〉 一般 500 万円 認定農業者 800 万円
 - 〈利率〉 1.25%（毎年見直し）
 - 〈償還期間〉 60 ヶ月以内（認定農業者で 500 万円以上の貸付は 84 ヶ月以内）
- 融資主体補助型経営体育成支援事業助成金
 - 〈事業内容〉 国の補助制度を活用し、農業者の支援を行うもの
 - 〈対象者〉 融資を活用して農業用機械等を導入する「人・農地プラン」に位置付けられた中心的経営体
 - 〈補助率〉 事業費の $3/10$ 以内（限度額 300 万円）

(4) 農業基盤整備事業

18,440 千円（農政課）

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
箕輪水路改修工事	改修	109m	用水路 □ 0.6m
新 坂本頭首工施設塗装等工事補助金	改修	—	塗装工

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
小沢頭首工改修工事負担金 (県事業への負担金 1/100)	改修	—	ゲート製作・据付工、付帯工等
新 日々良野農道改良工事	改良	70m	舗装 A=350 m ² L型側溝 L=30m

(5) 地域水源林整備事業（水源環境保全・再生事業）

56,672 千円（農政課・管財契約課）

神奈川県の水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の私有林及び水源の森林エリア内の町有林について、調査・施業を実施するもの

〈調査・施業地域〉 ・角田及び三増地区の山林（私有林）

施業箇所調査、間伐、枝打等 37.12ha

・半原南山地区の山林（町有林）

施業箇所調査、間伐、枝打等 5.29ha

《 2 商工業・観光》

(1) 企業誘致の促進

3,600 千円（商工観光課）

【適用業種】

●投下資本額要件

- ・製造業、自然科学研究所、宿泊業

大企業 3 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上

- ・情報通信業

大企業 1 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上

- ・償却資産のみの増資

大企業 3 億円以上、中小企業 3 千万円以上、小規模企業 1 千万円以上

【優遇措置】

●固定資産・都市計画税の不均一課税

- ・工業系地域及びハイテク研究所団地立地企業は、通常課税を 1/5 に軽減

- ・宿泊業は通常課税を 1/2 に軽減

※中津地区において、令和 2 年にビジネスホテルの建設が着工予定

- ・戦略産業（ロボット・医療関連）の製造業は、通常課税を全額免除

- ・適用期間 5 年間

- ・適用回数 回数制限なし

●雇用奨励金

〈対象〉・事業所立地にあたり町民を雇用した企業

〈交付額〉・年額 1 人 20 万円（1 企業 1 回 5 人を限度）

- ・障がい者を雇用した場合、10 万円を加算

〈適用回数〉 回数制限なし

●環境配慮設備設置奨励金

〈対 象〉・事業所立地にあたり太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した企業

・事業所立地にあたり屋上緑化（3 m²以上）を施工した企業

〈交付額〉・太陽光発電設備 50 万円

・屋上緑化：「屋上緑化した面積 1 m²あたり 2 万円を乗じた額」又は「屋上緑化に要した費用の 1/2 の額」のいずれか低い額（限度額 50 万円）

〈適用回数〉回数制限なし

●環境配慮設備設置事業補助金

〈対 象〉・太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した町内企業

・屋上緑化（3 m²以上）を施工した町内企業

〈交付額〉・太陽光発電設備 50 万円

・屋上緑化：「屋上緑化した面積 1 m²あたり 2 万円を乗じた額」又は「屋上緑化に要した費用の 1/2 の額」のいずれか低い額（限度額 50 万円）

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

〈対 象〉企業の立地に伴い、立地企業の就業者が本町へ定住意思をもって 3 年以内に転入し、自ら居住用に供する住宅を取得（新築又は購入）した場合

〈交付額〉50 万円（転入者本人へ交付）

●工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和（令和元年度から）

工場立地法に基づく工業地域、工業専用地域の緑地及び環境施設面積率の緩和により、工場敷地の有効活用と積極的な設備投資を促進するもの

〈緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合〉

	工業地域		工業専用地域	
	緑地	環境施設	緑地	環境施設
県条例	15%以上	20%以上	15%以上	20%以上
町条例	10%以上	15%以上	5%以上	10%以上

(2) 中小企業事業資金の貸付

50,000 千円（商工観光課）

町内の中小企業に対する事業資金を金融機関に預託することで、融資制度の充実と商工業者の支援を行うもの

〈限 度 額〉2,500 万円

〈利 率〉・融資期間 5 年以内 1.8%以内

・融資期間 5 年超 1.9%以内

〈償還期間〉84 月以内

(3) ISO 認証取得・国内環境規格取得促進事業

500 千円（商工観光課）

企業活動に有利となる品質及び環境規格の取得を促進し、商工業の振興を図るもの
〈補助対象及び補助率〉

・ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズの新規取得 1/3 以内 50 万円を限度

・上記シリーズの最新規格への更新 1/3 以内 50 万円を限度

・エコアクション 21、エコステージ、KES の新規取得 1/3 以内 15 万円を限度

(4) 起業支援・店舗再活性化事業補助金

450 千円（商工観光課）

〈補助内容〉・起業した場合

個人（一般起業） 5分の1以内、10万円を限度

個人（テレワーク起業） 5分の1以内、15万円を限度

・起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合

内装改造、改築に係る経費の3分の1以内、20万円を限度

(5) 商工振興利子補給金

4,099 千円（商工観光課）

町内商工業者が国、県及び町の制度資金融資を受けた場合に支払う利子の一部を補助し、事業者負担の軽減に努めるもの

〈対象資金〉町中小企業事業資金、県小規模事業資金、県小口零細企業保証資金、
県経営安定資金の一部、日本政策金融公庫の事業資金、県創業支援融資

〈補給率〉1年間に支払った利子の50%、10万円限度

〈補給期間〉3年間

(6) 商工業総合専門相談事業補助金

150 千円（商工観光課）

町内中小企業・小規模事業者からの相談内容に対応する専門家（中小企業診断士、税理士、弁護士等）を選択し、経営指導員とともに会社訪問して、経営課題の解決に向けたアドバイスを行い、事業拡大や新分野への進出等、業績向上を目指す事業者を支援するもの

〈交付先〉愛甲商工会 〈訪問日数〉10日間

(7) 愛川にぎわいマルシェ開催経費補助金

250 千円（商工観光課）

愛甲商工会や町商工団体が、町内の魅力ある商品を広くPRし、新規顧客の獲得や販路拡大等を図るための事業を支援するもの

〈交付先〉愛甲商工会

〈実施日・時間〉4月から12月までの毎月第1日曜日（9回開催）

（午前6時30分から午前8時30分まで）

〈実施場所〉健康プラザ前広場

(8) 勤労者生活資金の貸付

60,000 千円（商工観光課）

勤労者への貸付資金を金融機関に預託することで、勤労者の生活安定と勤労福祉の向上を図るもの

〈限度額〉200万円 〈利率〉1.2%以内 〈償還期間〉84ヶ月以内

(9) 勤労者住宅資金利子補給金助成事業

1,713 千円（商工観光課）

融資を受けた住宅資金利子の一部を補助し、勤労者の経済的負担の軽減を図るもの

〈対象金融機関〉中央労働金庫、横浜銀行、県央愛川農協、相愛信用組合

〈補給率〉支払利子の3%以内

〈限度額〉500万円

〈補給期間〉60ヶ月以内

(10) 若者就労支援インターンシップ事業

262 千円（商工観光課）

町が企業と学校をつなぎ、インターンシップの受入などの調整を行うことで、企業と新卒者それぞれのニーズを充足させ、人材確保や就労促進の一助とするもの

(11) 商店会活性化支援事業

5,713 千円（商工観光課）

●街路灯管理事業への助成

〈助成内容〉・電気料補助 安心して買い物ができる環境整備を支援するため、街路灯電気代の 100%を補助

- ・修繕料補助 修繕費用及び LED への更新や不要となった街路灯の撤去経費を補助（補助率 1/2）

●あいちゃん商店会への助成

〈助成内容〉・運営費補助金（会員数 53 店舗）

- ・大型店対策事業補助金
- ・街路灯保険加入事業補助金（266 基）

(12) 八菅山いこいの森再整備事業

17,083 千円（都市施設課）

開園から 30 年が経過し、老朽化が進んでいる「八菅山いこいの森」を令和元年度に引き続き、整備するもの

●案内看板修繕

〈事業内容〉社務所付近、手水舎付近の老朽化した案内看板の修繕

●カエデの小径

〈事業内容〉階段の改修（L=108m）

●お花見広場

〈事業内容〉土留め設置工事、遊具ロープ・ネット張替工事



●行政提案型協働事業（八菅山いこいの森を活用した体験型事業）

〈事業内容〉豊かな自然や起伏の富んだ地形を活用したツリークライミングなどのレクリエーション事業を行い、地域の活性化を図るもの

●行政提案型協働事業（八菅山いこいの森樹名板等作成事業）

〈事業内容〉八菅山いこいの森への来訪者が自然の豊かさを知り、魅力を実感できるよう、観察路沿いの樹木に名板を設置するもの

**(13) 八菅修験ハイキングコース整備事業**

（商工観光課）

修験道として古い歴史を持つ八菅神社と石神社をつなぐ山道をハイキングコースとして整備するもの（L=600m、W=1.0~1.5m）

**(14) 鳶尾山一等三角点案内看板整備事業**

（商工観光課）

近代日本地図を作製するための ^{いしすえ} 礎となった日本最古の「一等三角点」の 1 つが埋設されている鳶尾山山頂（町有地）等に案内看板を設置するもの

(15) 町観光パンフレット外国語版作製事業

495 千円（商工観光課）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を機に、外国人観光客のインバウンド対策として、外国語版の観光パンフレットを作製するもの

〈内 容〉英語と中国語を併記 〈作成部数〉10,000 部

(16) 第 4 回宮ヶ瀬ダムナイト放流事業

3,000 千円（商工観光課）

観光ダムとして人気の高い宮ヶ瀬ダムにおいてナイト放流を実施し、本町の魅力を PR するもの

〈開催予定〉 令和 2 年 10 月 31 日（土）

**(17) 愛川ブランド推進事業**

1,794 千円（総務課・商工観光課）

現在の愛川ブランドは令和 2 年 7 月に 5 年間の有効期間が満了となることから、新たに愛川ブランド認定品を選定し、販売促進や地域ブランド力のアップに努めるとともに、SNS 等を活用した魅力の発信を行うもの

〈事業内容〉

- 新たなラインナップの審査、認定
- 愛川ブランド PR のためのアドバイザーの活用
- 愛川ブランド PR 支援補助制度（広告宣伝経費等の一部助成）
- パンフレットの改訂
- あいかわ公園パークセンター内における愛川ブランドの販売
- Facebook ページ「愛川ブランド劇場」による情報発信

(18) 友好都市交流事業の促進

2,251 千円（総務課）

友好都市立科町の「えんでこ祭」や本町のふるさとまつりでの相互交流を図るほか、立科町への交流バスツアーや宿泊施設利用助成、立科町特産品の活用などを行うもの

- 友好都市立科町への交流バスツアー
〈実施予定〉11 月上旬 〈募集予定人数〉90 人
- 宿泊施設利用助成
〈助成内容〉1 人 1 泊 1,500 円
- 立科町特産品の活用
敬老祝い品として、リンゴジュースや信州みそなど特産品詰め合わせを贈呈

(19) あいかわツーリズム事業

336 千円（商工観光課）

町の産業や自然などの観光スポットを体験できるツアーを企画し、観光振興を推進するもの

◎安全・安心まちづくりの推進

《1 防犯・交通安全対策》

(1) 安全・安心まちづくり対策事業 24,005 千円（住民課・都市施設課）

- 新** ● ドライブレコーダー設置推進事業
 - ・ 交通事故時の証拠映像や動く防犯カメラとして活用できるドライブレコーダーの設置に係る経費の一部を補助するもの
 - 〈対象者〉 自動車を所有し、映像の提供に同意して町に登録した方等
 - 〈助成額〉 購入額の1/2（上限10,000円）
- 防犯カメラの更新（5基）
- 防犯灯の増設（30基）
- 新** ● 上新久公園外灯の設置
- 町内全域に設置したLED防犯灯の維持管理
- 安全・安心まちづくりパトロールの実施
- 防犯活動の支援・啓発事業
 - ・ 防犯推進団体への助成、新入学児童への防犯ブザー配付、不審者情報メールの配信
- 自動通話録音機能付電話機等購入費助成金
 - 自動通話録音機能付電話機又は自動通話録音装置の購入代金の一部を助成するもの
 - 〈対象世帯〉 65歳以上の高齢者等がいる世帯
 - 〈補助率〉 3/4（上限10,000円）

(2) 交通安全対策事業

4,710 千円（住民課）

- 交通安全施設整備、維持管理
 - ・ 道路反射鏡設置工事（10基）
 - ・ 道路区画線等設置工事（L=1,647m、町内9か所）
- 交通安全啓発事業
 - ・ 立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全啓発ブチタオル等の配布
 - ・ 大人向け自転車交通安全教室、交通安全研修会の実施
- 乳幼児用チャイルドシート装着推進事業
 - ・ 1歳未満の乳児を養育している方への購入費助成（限度額1台4,000円）
- 自転車用ヘルメット装着推進事業
 - ・ 13歳未満の幼児・児童を養育している方への購入費助成（限度額1人1,000円）
- 交通安全推進大会の開催
 - 〈開催予定〉 令和2年11月14日（土）
 - 〈会場〉 文化会館

**(3) 高齢者運転免許自主返納支援事業**

752 千円（高齢介護課・住民課）

・運転免許証を返納しやすい環境整備を行うため、対象者の要件を緩和するもの
 〈対象者〉 75歳以上の運転免許証返納者で返納から **3ヶ月以内**の方

**6ヶ月以内**の方

〈1年目の特典〉 ・かなちゃん手形1年券及び町内循環バス回数券（50枚）
 〈2年目～5年目の特典〉 ・町内循環バス回数券（毎年50枚）



・（仮称）「高齢者の自動車運転を考える」講習会の開催
 高齢運転者及びその家族等を対象に、加齢に伴う認知機能の低下と自動車運転との関係性などを学び、運転免許証返納のきっかけづくりとするもの

《2 防災対策》**(1) 防災対策事業**

9,915 千円（危機管理室・福祉支援課・都市施設課）

●防災資機材等の計画的な整備

- ・防災資機材 炊き出し袋（5,000枚）、 折りたたみ式簡易ベッド 30台
 電動トイレ用フィルム（12,000回分）
- ・備蓄食料 粉ミルク、非常食（リゾット）、飲料水



●指定緊急避難場所のPR

児童館や地域公民館など町内 52ヶ所の指定緊急避難場所に案内看板を設置

●情報伝達手段の確保



- ・災害時に迅速な情報伝達手段を確保するため、IP無線機を整備（21台）
- ・防災行政無線音声自動応答サービスの運用



- ・自宅内においても防災行政無線の放送が聞き取れるよう戸別受信機の有償配付を行うもの（30台分、自己負担10,000円＋アンテナ設置工事費）

●地域の自主防災能力向上の取り組み

- ・住民との協働による「地域密着型災害ボランティア養成講座」等の開催
- ・「防災講演会」の開催
- ・避難所運営委員会の運営支援及び避難所従事職員の配置
- ・自主防災組織への助成（8行政区、発電機、チェーンソー、テント等）

●障がい者（児）ストーマ用装具預かり保管事業

災害時に備えて、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）が日常的に使用しているストーマ装具を町が預かって保管するもの

●災害に係る情報発信等

令和元年度にヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結したことから、地震や台風、豪雨、洪水、暴風、その他の災害に備え、町民等に対して必要な情報を迅速に提供するもの

●耐震改修促進計画の改訂

現行の計画期間が令和2年度末に満了することから、危険ブロック塀等の耐震化の追加や地域防災計画との整合を図りながら次期計画を策定するもの

〈計画期間〉令和3年度～令和7年度（5年間）

(2) 防災行政無線デジタル化整備事業

153,198 千円（危機管理室）

電波法の改正により、現行のアナログ方式の使用期限が令和 4 年 11 月末までとなっているため、計画的に親局、子局等をデジタル方式に更新するもの

〈整備内容〉 令和 2 年度 子局（35 基）、戸別受信機（120 基）の更新

※平成 30 年度に親局、子局（15 基）、J アラート、令和元年度に子局（30 基）の更新を実施済み

(3) 防災士育成事業

310 千円（危機管理室）

防災士の資格取得に係る費用の一部を補助し、防災士のさらなる育成に努めるもの

〈補助額〉 61,000 円（限度額）

〈補助率〉 10/10

〈対象予定数〉 5 人分

(4) 災害ボランティア交通費等助成制度

（危機管理室）

〈助成内容〉 貸切バスやマイカー利用に係る経費及びボランティア保険料を助成

〈助成限度額〉 ・貸切バス利用 10 万円
・マイカー利用 1 台 2 万円

(5) 橋りょう長寿命化補修事業

85,019 千円（道路課）

工事箇所等	工種等	形状	
		延長	幅員等
愛川橋	補修設計 業務委託	70.0m	8.6m
原臼橋	塗装塗替 橋面防水等	59.9m	8.5m

(6) 災害予防対策事業

10,109 千円（道路課）

工事箇所等	工種等	形状	
		延長	幅員等
半原 237 号線災害予防工事	モルタル 吹付工	129m	SL=2.4m
田代 6245 号線災害予防工事	重力式擁壁工 舗装工等	5.5m	W=3.0m

(7) 危険ブロック塀等耐震化補助金

1,000 千円（都市施設課）

地震など災害時におけるブロック塀等の倒壊・転倒による被害の未然防止を目的として、ブロック塀等の撤去を含む耐震化に要する費用の一部を補助するもの

〈補助率〉 1/2

〈補助額〉 ・危険ブロック塀等の撤去のみ 10 万円限度
・撤去及び生垣やフェンス等の新設 20 万円限度

《3 消防・救急活動》



(1) AED使用可能施設登録事業

68 千円（消防課）

AED を設置している町内の事業所等を対象として、緊急時に AED を一般の方に貸し出す協力事業所として登録を募り、協力していただける事業所等には、外部から目に付く箇所に「AED 使用可能施設登録マーク」を掲出してもらうことで、付近で発生した傷病等の緊急時に活用を可能とし、救命率のさらなる向上を図るもの

(2) 消防団装備品の充実強化

2,539 千円（消防課）

東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団の装備の基準が見直されたことから、国庫補助金等を活用し、装備品の充実強化を図るもの

〈整備内容〉 トランシーバー30 台、防塵メガネ 45 個、チェーンソー3 台

(3) Net 119 緊急通報システム運用事業

822 千円（消防課）

聴覚障がい者や言語障がい者が緊急通報できるよう、インターネットを利用した文字会話システムを活用し、円滑な消防救急業務の一助とするもの

(4) 多言語コールセンター利用事業

198 千円（消防課）

外国籍住民等からの緊急通報に迅速な対応ができるよう、多言語コールセンターを介した三者間同時通訳が可能となるサービスを活用するもの

(5) 消防・救急資機材整備事業

2,280 千円（消防課）

- 消防、救急資機材
 - ・空気呼吸器用ボンベ（5 本）
 - ・呼吸器用面体（3 個）
 - ・救助隊員用感染防止衣（5 着）
 - ・ポンプ車用吸管（1 組）
- 水難救助資機材
 - ・BCD ジャケット（1 着）
- 応急手当資器材
 - ・訓練用 AED トレーナー（2 台）
 - ・救命講習会用訓練人形（3 体）

(6) 救急高度化対策事業

3,638 千円（消防課）

救急救命士の新規養成や再教育、気管挿管病院実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの

〈派遣内容〉 救急救命士の養成 1 人・再教育 10 人、就業前病院研修 1 人、
気管挿管病院実習 1 人、ビデオ喉頭鏡病院実習 1 人
消防学校専科教育（救急科）3 人

◎環境に配慮したまちづくりの推進

(1) 空き家対策推進事業

8,143 千円（環境課・都市施設課）



●愛川町空き家等対策協議会の設置

空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「空き家等対策協議会」を設置し、「空き家等対策計画」を策定するとともに、今後の町の空き家対策について協議を行うもの

●空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉

- ・空き家改修費用の 1/2（限度額 20 万円）
- ・空き家取得費用の 1/2（限度額 60 万円）
 - 基本額 30 万円
 - 加算額 ①1 年以上空き家バンクに登録されている物件 プラス 10 万円
 - ②町外から転入する場合 プラス 10 万円
 - ③世帯主が 50 歳以下の場合 プラス 10 万円
- ・空き家解体費用の 1/2（限度額 30 万円）
- ・空き家店舗改修費用の 1/2（限度額 20 万円）
 - ※ 空き家バンク登録物件を取得等し、店舗として改修した費用が対象
- ・空き家片付け費用の 1/2（限度額 10 万円）
 - ※ 空き家バンク登録予定又は登録後 1 年以内の物件の家財道具の片付けや庭木の伐採、草刈等に係る費用が対象
- ・空き家社宅転用取得費用の 1/2（限度額 30 万円）
 - ※ 空き家バンク登録物件を町内事業者が法人名義で取得し、社宅として従業員が入居した場合が対象
- ・空き家耐震診断費用の 1/2（限度額 4 万円）
- ・空き家耐震改修費用の 1/2（限度額 50 万円）
 - ※ 耐震診断・改修費用の助成は、昭和 56 年以前に建築された木造住宅が対象

(2) 「環境美化協力金」の取り組み

（環境課）

河川のごみ対策として、引き続き、田代運動公園前河川敷において、バーベキューなどの河川利用者にごみ持ち帰り袋を配布するとともに、環境美化協力金を募り、環境美化意識の醸成、観光資源の保全を図るもの。

〈実施時期〉 5 月（ゴールデンウィーク）、7 月～8 月（夏休み）

(3) 住宅用太陽光発電設備設置への助成

1,300 千円（環境課）

〈助成内容〉 個人住宅用太陽光発電設備設置費用の一部を助成
〈補助限度額〉 1 基あたり 52,000 円

(4) 生ごみ処理容器の普及促進

510 千円（環境課）

- 生ごみ処理器「愛川キエーロ」購入費助成
〈助成内容〉購入費の9/10

種 別	助成額 (自己負担額)	
	本体のみ	黒土と移殖ごて セット
直置きタイプ	16,200 円 (1,800 円)	23,400 円 (2,500 円)
パレットタイプ	18,900 円 (2,100 円)	24,100 円 (2,600 円)
パレットミニタイプ	18,900 円 (2,100 円)	23,400 円 (2,500 円)

- 生ごみ処理容器購入費助成
〈助成内容〉・堆肥式（コンポスト） 購入費の9/10（限度額 4,500 円）
・密閉式（EM 菌） 購入費の9/10（限度額 2,700 円）

(5) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取り組み

385,440 千円（環境課）

本町の可燃ごみを「厚木市環境センター」で広域処理するとともに、紙類や剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化を促進するほか、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを進め、ごみの減量化・資源化を推進するもの

また、不燃ごみや粗大ごみなどの処理を実施している美化プラントについて、施設の維持補修を行うなど適正な管理に努めるもの

- ごみ処理広域化の推進
 - ・厚木市環境センターでの可燃ごみ処理
 - ・厚木愛甲環境施設組合の事業運営費、施設建設費への負担

- ごみ減量化・資源化への取り組み内容
 - ・紙類ステーション回収
 - ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成【再掲】
 - ・子ども会等集団資源回収事業への奨励金の交付
 - ・雑古紙回収袋の配布

- 新** ●光学ディスク等を回収し海洋汚染原因の一つであるプラスチックごみの削減を図る など

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》



(1) 路線バス利便性向上方策検討事業

(企画政策課)

平成30年度に桜台小沢線沿線住民を対象に実施したアンケート結果を基に、愛川バスセンターから鉄道駅までのバス路線新設について令和2年度中の実証運行を目指し、関係機関との調整を進めるもの

(2) 町内循環バス運行事業

41,694千円(住民課・企画政策課)

〈運行概要〉

- ・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート
- ・運行日時 土日・祝日・年末年始を除く毎日、午前7時台から午後5時台まで
- ・運行回数 愛川・高峰ルート6便、中津方面各5便
- ・乗車料金 100円/回(6歳未満の小児は無料)



●町内循環バス再編運行検討事業

令和元年度に実施したアンケートを基に、令和2年度中には通院や買い物に配慮した新たな運行ルートの再編を目指すとともに、1回あたりの乗車料金の改定を検討するもの

(3) バス停留所上屋設置事業補助金

1,500千円(住民課)

路線バス事業者が行うバス停留所の上屋設置事業に対して補助金を交付し、バス利用者の利便性の向上を図るもの

〈設置箇所〉 坂本入口バス停留所(厚木、海老名方面行き)

※現在のバス停を約200m西に移動し、上屋を設置予定

〈補助率〉 設置事業費の1/2以内(限度額100万円)



(限度額150万円)へ拡大

(4) 小田急多摩線延伸促進に向けた取り組み

122千円(企画政策課)

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の4市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き小田急多摩線の上溝駅以西への延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うもの

また、地域住民や企業、商工団体で組織する「愛川小田急多摩線延伸促進協議会」へ支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1) 平山下平線整備事業

(道路課)

地権者との用地交渉や国の交付金を活用するための関係機関との調整を行うとともに、平山大橋際第1工区内の事業用地について、町土地開発公社による先行取得を行うもの

(2) 町内全域道路・橋りょう等整備事業

350,851 千円 (道路課)

〈整備工事 33 ヶ所他 (主な整備工事は以下のとおり)〉

単位：m

No.	工 事 名	延長等	幅員等
1	後ヶ谷・宮ノ下 105 号線排水整備工事	—	N=2
2	中津 106 号線舗装工事	120	8.0
3	一ツ井・箕輪上原 108 号線舗装工事	240	3.8~4.5
4	一ツ井・箕輪上原 108 号線歩道改修工事	43	3.5
5	中津 110 号線舗装工事	60	6.0
6	中津 111 号線舗装工事	313	6.0~10.0
7	中津 112 号線舗装工事	215	9.0~19.5
8	馬渡・滝ノ沢 213 号線排水整備工事	—	N=1
9	待合原・下ノ原 216 号線舗装工事	100	5.0
10	中津 228 号線舗装工事	80	9.0~21.5
11	半原 238 号線舗装工事	165	5.7
12	角田 1103 号線舗装工事	103	3.5
13	角田 1201 号線舗装工事	93	3.2~3.7
14	角田 1209 号線転落防止柵設置工事	148	H=0.8
15	角田 1416 号線舗装工事	125	2.4~4.8
16	角田 1664 号線排水整備工事	—	N=1
17	中津 2217 号線舗装工事	233	5.0
18	中津 2540 号線舗装工事	56	3.8~7.8
19	中津 3429 号線排水整備工事	—	N=1
20	中津 3624 号線舗装工事	98	3.4~6.3
21	半原 7510 号線舗装工事	80	3.7~8.5
22	半原 8421 号線舗装工事	131	3.2~11.0
23	道路照明灯設置工事 (中津 111 号線ほか)	—	N=10
24	【再掲】原臼橋補修工事		
25	【再掲】半原 237 号線災害予防工事		
26	【再掲】田代 6245 号線災害予防工事		

《3 下水道の整備》

新 (1) 公共下水道事業の地方公営企業法適用化 (下水道課)

令和2年4月1日から本町の下水道事業に、地方公営企業法に基づく発生主義、複式簿記を採用した公営企業会計を導入することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るもの

(2) 下水道整備事業に係る各種計画の策定等 15,183 千円 (下水道課)

- 下水道中期ビジョンの改訂
現行の中期ビジョンが令和2年度に満了することから、令和3年度から12年度までの10年間を期間とする新たな中期ビジョンへ改訂するもの

- 新** ●経営戦略の策定
将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を新たに策定するもの

- 公共下水道事業計画の変更
上位計画である相模川流域下水道全体計画の計画フレーム及び汚水量等の変更に伴い、整合を図るため町事業計画を見直すもの

新 (3) 災害対策事業 6,741 千円 (下水道課)

- 久保ポンプ場浸水対策基本計画策定事業
半原地区の汚水を送水する久保ポンプ場は、中津川の浸水区域に位置しており、浸水や大規模停電による機能喪失防止対策を検討するための基本計画を策定するもの
- 緊急時電力確保事業
台風等自然災害時などの停電に備え、汚水を送水するマンホールポンプに電力を供給する発電機等の資機材を確保するもの

(4) 雨水対策事業の推進 60,397 千円 (下水道課)

近年の集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水対策事業を推進するもの

事業名	内容等
中津台地雨水マンホール改修工事	インバートコンクリート工 N=1ヶ所ほか
桜台排水区幹線水路更生工事 (管路浚渫業務委託を含む)	L=160m 更生パネル設置工

(5) 公共下水道汚水処理施設等整備事業

22,063 千円（下水道課）

主な事業	内容等
久保ポンプ場建設改良工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・制御盤電気設備更新工事 ・沈砂揚砂ポンプ更新工事 ・脱臭設備修繕工事
マンホールポンプ場水位計更新工事	N=5 ヶ所
マンホールポンプ更新工事	平山第 2 No.1 ポンプの更新
第 5 処理分区流量計超音波レベル計更新工事	N=1 基
雨天時増水対策第 5 処理分区調査業務委託	L=400m 本管カメラ調査

《 4 水道施設の整備》**(1) 水道施設改良・防災対策事業**

261,214 千円（水道事業所）

主な事業	内容等
新 戸倉浄水場浸水対策工事	ハザードマップの浸水区域に位置する戸倉浄水場第 4 水源の浸水対策工事
新 細野浄水場停電対策工事	非常用電力切り替え装置の設置
新 高峰浄水場テレメータ改造工事	経年劣化したテレメータ通信装置の更新改造
新 田代上野原地区減圧弁更新工事	経年劣化した減圧弁の更新
中津浄水場送水ポンプ設備修繕工事	中津浄水場第 1 送水ポンプの電動機・ポンプの分解修繕
配水管整備改良工事	耐震性が向上した管への布設替工事（町内 6 ヶ所）

《5 生活環境の整備》

(1) 緑の基本計画改訂事業

(都市施設課)

都市緑地法第4条の規定に基づき、町内の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などのほか、町の設置する都市公園の整備や管理方針などを定める「緑の基本計画」を改訂するもの



(2) 合併処理浄化槽設置費補助金

4,383 千円 (環境課)

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対して補助金を交付しているが、補助対象を拡大するもの

〈補助内容〉 合併処理浄化槽の設置費の一部補助

5人槽	限度額 332,000円
7人槽	限度額 414,000円
10人槽	限度額 548,000円
撤去費	限度額 90,000円



合併処理浄化槽の設置費のほか、新たに宅内配管工事費(補助限度額300,000円)を補助対象とするもの

(3) 愛川聖苑設備改修事業

23,989 千円 (住民課)

- 火葬炉等改修工事
 - ・ 火葬炉台車ブロック(全火葬炉)
 - ・ 主燃炉入口アーチ修繕(全火葬炉)
- 付帯設備改修等
 - 待合ホール系統空調機改修工事
 - 屋根洗浄委託
 - 自動ドア装置交換工事



(4) 愛川聖苑施設使用料改定

(住民課)

これまで無料だった町内住民等に係る火葬炉使用料について、今後の施設の維持管理を見据え、令和2年10月から有料化するもの

・ 12歳以上	無料	8,000円
・ 12歳未満	無料	5,000円
・ 死胎、改葬、身体の一部	無料	4,000円

※町民税非課税者は全額を減免

(5) 外国籍住民向けの出前講座

30 千円 (行政推進課)

外国籍住民が安心して暮らせる環境をつくるため、町職員と外国語通訳者が地域や職場などへ出向き、日常生活に必要な情報交換(ゴミ、税、医療、教育、防災等)や、日頃の悩みなどへの相談に応じる外国籍住民向けの出前講座を実施するもの

(6) ごみ出し困難者戸別収集事業

24 千円（環境課）

ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等で、ごみ収集所までごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、見守りを兼ねてごみの戸別収集を行うもの

◎住民参加のまちづくりの推進

(1) 「協働のまちづくり」の推進

3,912 千円（行政推進課・関係各課）

- 行政提案型協働事業
- 新** ●認知症予防リハビリ活動支援事業（高齢介護課）【再掲】
- 登山道（仏果山ほか）の整備等事業（商工観光課）
- 町観光キャラクター「あいちゃん」サポーター事業（商工観光課）
- 新** ●八菅山いこいの森を活用した体験型事業（都市施設課）【再掲】
- 八菅山いこいの森樹名板等作成事業（都市施設課）【再掲】
- 住民提案型協働事業
- 認知症予防カフェ事業（高齢介護課）【再掲】
- 新** ●小規模農園のための農機具レンタル事業（農政課）【再掲】
- まち美化アダプト制度モデル事業
 - 道路や学校用地等の除草、植栽などの美化活動を地域の町民公益活動団体と協働により推進
- あいかわ町民活動応援事業
 - 〈対象事業〉 団体が新たに行う公益的な事業
 - 〈対象団体〉 主に町内で活動し、3 人以上の町民を含む 5 人以上の構成員で組織される公益活動団体
 - 〈助成内容〉 ●補助金額：30 万円以内（補助対象経費の 8/10 以内）
●補助対象期間：1 事業 3 年以内

(2) 各種懇談会の開催

5 千円（総務課）

町民皆さんから町長が直接ご意見・ご提案をいただく懇談会を開催するもの

〈開催内容〉

- 中学生への町長特別講話
- 子育て中の親との懇談会
- 小学生とのランチミーティング
- ふれあいファミリアミーティング

(3) 議会意見交換会の開催

15 千円（議会事務局）

住民等の意見を議会運営に反映させるため、議会基本条例に定める意見交換会を開催するもの

- 〈開催内容〉
- 議会報告、意見交換会（5 月 15 日（金）文化会館）
 - 議会と各種団体等との意見交換会（随時）

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み



(1) 相模陸軍飛行場を顧みる「戦争の記憶」DVD制作事業

(総務課)

終戦から75年が経過し、戦争を経験した語りべが減少していくことで、「戦争の記憶」が徐々に薄れていく中、次の世代へその記憶を引き継ぎ、平和の大切さを示すため、内陸工業団地に立地していた相模陸軍飛行場の遺構や、戦時中の情景などの古写真を編集したDVDを制作するもの

(2) 観光・産業連携拠点づくり事業

6,763千円(企画政策課)

観光・産業連携拠点づくり事業用地の維持管理のほか、基本構想及び基本計画に基づく利活用方策の具体化に向け、民間活力導入のためのPPP活用の検討や、利活用事業者との調整などに取り組むほか、住民説明会を開催するもの

(3) 移住・定住推進事業

4,216千円(総務課・企画政策課)



●三世同居定住支援事業

三世世帯の町内同居を促進するため、住宅を取得あるいはリフォームする場合に、その費用の一部を補助するもの

〈助成要件〉

「親・子・孫」、「親・孫・ひ孫」などの直系親族による三世同居

〈助成内容〉

- ・住宅取得費用の1/2(限度額30万円)



住宅取得費用の1/2

基本額：限度額30万円
加算額：子世帯が転入かつ世帯主又は配偶者が40歳未満の場合は20万円を加算

 へ拡大

- ・住宅リフォーム費用の1/2(限度額20万円)



住宅リフォーム費用の1/2

基本額：限度額20万円
加算額：子世帯が転入かつ世帯主又は配偶者が40歳未満の場合は20万円を加算

 へ拡大

へ拡大

●移住定住促進スマートフォンサイト「ポケットに愛川」運営事業

町の魅力を網羅し、訪町を疑似体験できるセールスツール「ポケットに愛川」について、効果的な運用を図り、シティセールスや移住定住を促進するもの



●移住定住促進プロモーションドラマ「(仮)住もっか!愛川町」制作事業

子育て支援等の各種支援施策をドラマ形式でPRするもので、10話(予定)の連続ミニドラマ(5分~10分程度)を制作するもの

(4) 「愛川レッドカーペット」の実施

365千円(総務課)

町をPRするためのショートムービーやコマーシャルなどの動画でコンテストを実施するとともに、作品を町ホームページに掲載するなど、シティセールスの一助とするもの

- ・コンテスト優秀作品賞
最優秀賞 7 万円（1 人）、優秀賞 3 万円（3 人）

(5) シティセールスプロモーションの推進

2,257 千円（総務課）

- 各種媒体を活用したシティセールス
 - ・タウンニュース（さがみはら中央区版・緑区版、厚木・愛川・清川版）
 - ・新宿「アルタビジョン」動画放映
45 秒 CM を 1 日 10 回、1 ヶ月間放映
 - ・東名高速道路上り「海老名 SA」サイネージ動画放映
デジタルサイネージで 60 秒 CM を 1 日 64 回、1 ヶ月間放映
 - ・シティセールspanフレットの配架
小田急線新宿駅、東名高速道路上り・下り「海老名 SA」にそれぞれ 1 ヶ月間
- 外国人観光客インバウンド対策
東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を機に、外国人観光客へのインバウンド対策として、シティセールspanフレットの外国語版を作成し、引き続き、小田急線新宿駅や高速道路のサービスエリアなどに配架するもの
- 県営川崎競馬場 PR レース広告掲載
レース名に任意のフレーズをつけることができる PR レースを活用し、町を PR するもの

(6) ふるさと納税の推進

6,979 千円（財政課）

返礼品の充実を図るとともに、受入れ窓口となるポータルサイトを現行の 2 社から 3 社とし、さらなる町の PR や地域活性化につなげていくもの

◎行財政運営の効率化をめざして

(1) 総合計画策定事業

（企画政策課）

第 5 次総合計画の計画期間が令和 4 年度に満了することから、令和 2 年度から令和 4 年度までの継続事業で第 6 次総合計画を策定するもの

〈策定スケジュール〉

- ・令和 2 年度 町民満足度調査、第 5 次総合計画の検証・評価、人口推移の分析及び将来推計、計画骨子の作成など
- ・令和 3 年度 町民意識調査、町民ワークショップ、庁内検討委員会の開催、計画素案の作成など
- ・令和 4 年度 計画案の作成、パブリック・コメントの実施など

(2) 公共施設等総合管理計画の推進

10,260 千円（行政推進課）

●公共施設等総合管理計画「個別施設計画」の策定

人口増加時期に建設された多くの公共施設の老朽化が進む中、今後、建て替えや長寿命化に係る経費が増大することが懸念されており、人口減少や世代構成の変化など将来的な行政ニーズを的確に把握し、施設の統廃合や用途変更などの方向性を具体化するため、平成 30 年度～令和 2 年度の継続事業で「個別施設計画」を策定するもの

(3) 国勢調査の実施

15,944 千円（行政推進課）

5 年ごとに行われる国勢調査を実施するもので、前回（平成 27 年度）導入されたオンライン調査を引き続き推進するもの

**(4) マイナポイント申込等支援事業**

250 千円（住民課）

国において、マイナンバーカードの普及と景気対策を目的に「マイナポイント事業」を実施することとしており、住民が窓口で ID 設定やマイナポイント申込をする際の支援を行うもの

(5) 役場庁舎等の環境整備

6,186 千円（管財契約課・福祉支援課・議会事務局）

来庁者の利便性向上や来庁しやすい環境を整備するもの

●福祉センター1 階ひまわりの家エアコン交換工事

〈整備内容〉 経年劣化したエアコンを更新し、快適な利用環境を整備するもの

●非常用発電設備修繕工事

〈整備内容〉 停電時に稼働する非常用発電設備の修繕を行うもの

●本庁舎 2 階議会委員会室等壁クロス修繕

〈整備内容〉 経年劣化した委員会室等の壁クロスを張り替えるもの

(6) 有料広告の掲載

（総務課・企画政策課・管財契約課）

自主財源の一部として広告料収入を確保するため、各種媒体を活用した有料広告の掲載を募集するもの

●町公用車

〈掲載方法〉 町公用車 20 台にマグネットシート式の広告（A2 判）を貼付

〈掲載料金〉 12,000 円／年

●町広報紙

〈掲載方法〉 広報あいかわの裏表紙に広告枠（92 mm×92 mm）を 2 枠掲載する

●町ホームページ

〈掲載方法〉 ホームページのトップ画面にバナー広告を 12 枠掲載する

〈掲載料金〉 5,000 円／月

●町一般共用封筒

〈掲載方法〉 長 3 封筒及び角 2 封筒にそれぞれ 3 枠ずつ、計 6 枠

〈掲載料金〉 長 3 50,000 円／年、角 2 30,000 円／年

●庁舎案内板

〈掲載方法〉 役場庁舎出入口付近 2ヶ所の案内板に広告を約 30 枠ずつ掲載する
※案内板設置業者が広告を募り、無償で案内板を製作・設置

〈町の収入〉 200,000 円／年

(7) 地籍調査事業

9,013 千円（道路課）

境界や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査を、春日台地区を対象に実施するもの

〈事業内容〉

- ・地籍図、地籍簿の作成（図面化） 春日台 4 丁目・5 丁目の一部 約 5ha
- ・一筆地調査の実施 春日台 3 丁目の一部 約 4ha

「地方消費税交付金」の増収分について

消費税率は平成26年4月に5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられましたが、これらの消費税率引き上げにより増収となった「地方消費税交付金」の増収分(3億9,300万円)については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途について明示することとされています。

本町では、次のとおり、障がい者、高齢者、児童福祉事業のほか、国保、後期、介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

単位：千円

区分	主な事業	2当初 予算額	財源の内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県 支出金	その他 特定財源	地方消費 税交付金	差 引 一般財源
社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 成年後見制度利用支援事業 町社会福祉団体補助金 	70,849	4,448	500	11,004	54,897
障がい者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者医療費助成事業 障害者介護給付・訓練等給付事業 自立支援医療費給付事業 	1,219,524	750,386	5,706	77,264	386,168
高齢者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 敬老及び長寿夫妻祝金品支給事業 シルバー人材センター運営費補助金 	79,796	508	1,014	13,048	65,226
児童福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付事業 地域型保育給付事業 子育てのための施設等利用給付事業 児童手当支給事業 小児医療費助成事業 	1,389,506	839,893	20,876	88,150	440,587
国民健康保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特別会計繰出金 	382,844	153,866	0	38,160	190,818
後期高齢者医療事業	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合負担金 後期高齢者医療特別会計繰出金 後期高齢者健康診査事業 	435,605	57,816	28,600	58,203	290,986
介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険特別会計繰出金 	428,571	25,464	0	67,203	335,904
医療体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> 休日診療業務運営事業 救急医療業務運営事業 	39,969	25	0	6,681	33,263
疾病予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児等予防接種事業 高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種事業 風しん定期予防接種事業 生活習慣病検診事業 	173,453	9,735	9	27,274	136,435
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査経費 妊婦健康診査経費 	21,844	843	11	3,498	17,492
その他保健衛生事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり普及啓発事業 健康プラザ維持管理経費 	15,417	210	38	2,515	12,654
合計		4,257,378	1,843,194	56,754	393,000	1,964,430